

#37 心裡留保93条——冗談の意思表示は、なぜ原則有効なのか

第1章 民法総則 ②9／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

導入

1 フリマ出品欄に書いた冗談

冗談で書いた出品——本気にされたら

- フリマの出品欄に「この時計、1000円で譲ります」と書いた

※ 出品者は、売る気など無かった

- 見知らぬ人から「買います」と、即決の連絡が来た

※ この約束は、成立してしまうのか

図：問いかけ板

- フリマの出品欄に「この時計、1000円で譲ります」と冗談で書いたら、知らない人から即決の連絡が来た
- この約束は成立してしまうのか
- 答えは書かない

今日は、あるフリマアプリの出品から始めます。出品者は、手放す気もない時計を、ふざけて出品欄に書きました。「この時計、1000円で譲ります」。本人も、冗談のつもりでした。ところが数分後、見知らぬ人から連絡が来ます。「買います」。出品者は慌てます。「あれは冗談です」と言えば、なかったことにできるでしょうか。ところが、この約束はいったん成立してしまいます。鍵は、守るべき信頼が誰にあるか、です。今日は、この不思議さの正体を、条文で分解します。

前回配った地図、今日はここを埋める

- 前回、意思表示と本心のズレを**5つの型**に分けた

|今日の主役

- 表意者が、自分で分かっていると言った嘘——**心裡留保**

※ 原則は有効（他の4つの型は次回以降）

図：想起板

- 前回、意思表示と本心のズレを5つの型に分けた
- 今日の主役＝表意者が、自分で分かっていると言った嘘——心裡留保
- 原則は有効・他の4つの型は次回以降

本題に入る前に、一つだけ確かめさせてください。前回、意思表示と本心がずれる場面を、5つの型に分けましたね。前回の5つの型のうち、原則が有効になるのは、どれだったか覚えていますか？ええと……表意者が、自分で分かっていると言った嘘のほうです。相手と示し合わせる嘘や、ただの勘違いとは、そこが違いました。前は「原則は有効」という結論の1行だけでした。今日は、その1行を条文の要件で開きます。どこまでが有効で、どこから無効に変わるのか。地図の、あの1マスの中身を、ちゃんと埋めるんですね。

3 心裡留保とは何か

短答・論文共通

心裡留保とは何か

- 表意者が、**自分の真意でないこと**を、自分で知りながら
する意思表示

※ 相手と示し合わせて嘘をつくのとは、別物（次回）

図：意義板

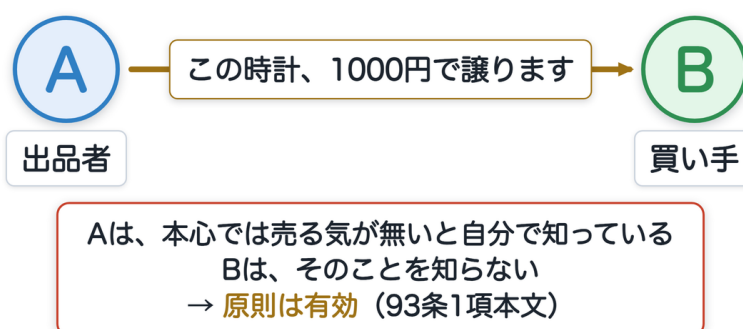
- 表意者が、自分の真意でないことを自分で知りながらする意思表示
- 相手と示し合わせる嘘とはここで区別する

この場面を指す名前が、心裡留保です。中身はシンプルです。表意者が、自分の真意でないことを自分で知りながらする意思表示です。出品者は、時計を売る気が無いのに、売ると書きました。本心と表示がずれていることを、本人が最初から分かっています。ここで一つだけ、区別しておきます。相手と示し合わせて、ありもしない売買を装う場合もあります。今日は、あくまで表意者の一方的な嘘です。相手が本心を知らされていない、というのが今日の場面の前提です。

4 原則は有効——自分で分かっていたから

短答・論文共通

原則は有効——自分で分かっていたから



では、なぜこの約束は、いったん有効になるのでしょうか。冗談なら無効にしてあげたいという、その感覚はよく分かります。ですが、ここで守られるべき人を考えてください。出品者は、自分の言葉が本心と違うことを、最初から知っていました。だとすると、その本人を守ってやる理由がありません。守られないのは、嘘をついた側だからです。守るべき信頼が本人の側には無い、と言い換えてもいいです。一方、買い手はどうでしょうか。買い手は、書いてあるとおりに信じて連絡しただけです。買い手の信頼のほうを、法は先に守ります。だから、言葉どおりの効力を認めます。条文を確認しましょう。

条文 民法93条1項本文

民法 第九十三条（心裡留保）第一項本文

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

分かっていると言ったのに、それでも効力は妨げられない、と条文自身が言っています。冗談のつもりだった、では覆りません。ここまでが、原則の部分です。

ただし書の境界——「気づけたはず」かどうか

無効に転じる

別の投稿に「壊れたので出品しただけ、売る気なし」と自分で書いていた
買い手は、見れば気づけた

有効のまま

出品欄にも他の投稿にも、それと
うかがわせる事情が一切無かった

悪意（知り）でも有過失（知ることができた）でも、結論は同じ——無効

図：境界の板

- ・ 相手が気づいていた・気づけたはずのときは無効に転じる
- ・ どちらも「相手には守るべき信頼が無い」という同じ理由
- ・ 境界ペアの例

ですが、原則には続きがあります。買い手の側にも条件が付きます。買い手が、出品者の本心を知っていた場合、あるいは知ることができた場合は、話が変わります。「知ることができた」の範囲を、条文で丁寧に読みます。条文を見てください。先ほどの本文には、ただし書が続きます。

条文 民法93条1項ただし書

民法 第九十三条（心裡留保）第一項ただし書

ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

「知り」が悪意、「知ることができたとき」が有過失です。この2つは、どちらも対等に無効の原因になります。ここを素通りすると、条文の半分を読み飛ばすことになります。出品者の時計に、当てはめてみましょう。買い手が、以前の出品者の投稿を見ていたとします。そこには「この時計は壊れているので、出品しただけです。売る気はありません」と書いてあったとします。買い手が、それを見て気づいていたなら悪意です。見てはいなかったけれど、簡単に確認できる状況だったとしたら、どうでしょう。確認しなかったという、その落ち度が有過失です。気づけたのに確認しなかった買い手には、守るべき信頼がありません。だから、この場合は無効に転じます。

出品欄にも他の投稿にも、それらしい事情が何も無かったときは、買い手が気づく手がかりがありません。買い手の信頼は、そのまま守られます。有効のままです。悪意でも有過失でも、結論は同じ、無効です。

どこまで及ぶか

契約・単独行為・合同行為

婚姻・養子縁組（身分行為）

取消し・解除など
及ぶ

及ばない

身分行為だけ別扱い——本人の意思そのものを、絶対視するため

図：適用範囲の板

- 契約・取消しや解除のような単独行為・合同行為には及ぶ
- 婚姻や養子縁組のような身分行為には及ばない
- 理由は当事者本人の意思そのものを絶対視するため

今の話は、契約だけでなく、取消しや解除のような単独行為、複数人が同じ目的で行う合同行為にも及びます。ただし、届かない場所が一つだけあります。婚姻や養子縁組のような、身分行為です。身分行為では、当事者本人が本当にそうしたいと思っているかどうかを、絶対視するからです。契約なら、言葉を信じた相手を守るために、嘘をついた本人を言葉どおりに縛れます。けれど、親子や夫婦になるつもりの無い人を、相手が信じたからといって親子や夫婦にしまうことはできません。だから、相手の信頼を守るという今日の原則有効の仕組みは、身分行為ではそもそも働きません。

本人に真意が無ければ、相手が気づいていたかどうかを問わず、端的に効力が否定されます。ここに、養子縁組が争われた判例があります。

判例 最判昭和23年12月23日（民集2巻14号493頁）

効果意思の無い養子縁組 真に養親子関係を設定する効果意思がない場合、届出について当事者間に意思の一致があっても、養子縁組は無効である（現行802条1号）。この無効は絶対的なものであり、93条ただし書を適用する必要もない。

届出をする意思の合致があっても、それだけでは足りません。本当に親子になる意思が無ければ、無効です。相手が知っていたかどうかを問わない、そこが、今日ここまで見てきた仕組みとの違いです。もう一つだけ、深入りしない範囲で触れておきます。今日のただし書は、かつて、代理人が自分の利益を図って権限内の取引をする、代理権の濫用という場面にも、考え方を借りられていました。代理人は、代理を頼んだ本人のための取引に見せながら、本心では自分のために動いています。相手がその本心を知っていた、または知ることができたなら、頼んだ本人に効果を及ぼさない、という形で、今日のただし書の考え方が使われていたんです。今は、そのための条文が別に新設されています。中身は別の回で扱います。

無効は誰との関係でも及ぶのか

- ただし書で無効になった意思表示は——誰との関係でも、無効なのか

※ 買い手が、事情を知らない別の人へ、時計を転売していたら

図：問いの板

- ただし書で無効になった意思表示は、誰との関係でも無効なのか
- フリマの転得者を思い浮かべてから先へ進む

ここで、もう一段先に進みます。ただし書で無効になった意思表示は、誰との関係でも無効なのでしょうか。本当にそうか、場面を作って確かめましょう。買い手が、出品者の本心に気づけたはずだったとします。ただし書どおり、無効です。ところが、その買い手は、時計を受け取った後、別の人にすぐ転売していました。この転売の相手は、最初の冗談のいきさつを何も知りません。転売の相手まで無効に巻き込まれるのかどうか、そこが今日の山場です。順番に確かめます。



無効を、誰にでも通せる世界を考えてみます。そうすると、出品者は転売の相手にまで「あの時計は無効だから返してほしい」と言えます。いきさつを知らずに買った人が、いきなり時計を取り上げられます。ここに、民法が線を引きます。無効になった後も、その事情を知らずに関わった人は別扱いにします。条文を見てみましょう。

民法 第九十三条（心裡留保）第二項

前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

事情を知らない転売の相手に対しては、出品者は無効を主張できません。つまり、転売の相手との関係では、時計のやりとりは有効に扱われます。無効なのに有効みたいに扱われる相手がいる、そこが、今日いちばん不思議に見えるところです。でも、軸は今までと同じです。転売の相手は、いきさつを知らずに関わった、守るべき信頼を持つ人です。守るべき信頼がいちばん薄いのは、出品者自身です。

8 山場のつづき——第三者とは誰か、なぜ善意だけで足りるか

短答・論文共通

93条2項の要件——第三者とは誰か

| 第三者の意義

- 当事者・包括承継人以外で、心裡留保の外形を基礎に**新たな法律上の利害関係**を持つに至った者

| 要件

- **善意のみ**——無過失は不要

※ 表意者本人の落ち度が、いちばん大きいから

図：要件板

- 第三者の意義＝当事者・包括承継人以外で、新たな法律上の利害関係を持つに至った者
- 要件は善意のみ・無過失は不要
- 出品者本人の落ち度がいちばん大きいから

ここで、条文の「第三者」が誰を指すのかを、はっきりさせます。当事者と、当事者の地位をそのまま引き継いだ人は含みません。心裡留保でできた取引を土台に、新しく利害関係を持つに至った人を指します。第三者に当たらない人もいます。たとえば、買い手が亡くなって、その子どもが時計を相続した場合です。子どもは買い手の立場をそのまま引き継いだけなので、第三者ではありません。もう一つ、転売の相手が、冗談のいきさつを知ったうえで買っていたなら、善意ではないので守られません。つまり、第三者の側に求められる要件は、善意だけです。

事情を知らなかった、それだけで足ります。うっかり確認しなかった、という落ち度があっても構いません。無過失までは要りません。ここは、しっかり押さえてください。なぜ、ここだけ保護のハードルが低いのでしょうか。出品者本人の落ち度を思い出してください。自分で分かっている、嘘の出品をしたのは出品者自身です。落ち度がいちばん大きい本人が、無効の巻き添えで第三者にまで迷惑をかけるのは、筋が通りません。嘘の見た目を自分で作った本人より、それを信じた人を守る、ということです。この、見た目と信頼の組み立ては、実はこの後、繰り返し

出てきます。相手と示し合わせる嘘でも、「善意の第三者に対抗することができない」という、同じ言い回しの条文が出てきます。

9 三段構え、同じものさし

まとめ

三段構え、同じものさし

原則は有効

自分で分かっているから、本人を守る理由が無い

ただし書で無効

相手が気づいていた、または気づけたはずだから

93条2項で保護

事情を知らない第三者には、対抗できない

守るべき信頼があるかどうか——次回は、相手と示し合わせる型へ

図：到達点の板

- 原則は有効・自分で分かっていたから
- ただし書で無効・相手が気づいていた気づけたはずだから
- 第三者保護・事情を知らない人は守られる
- すべて守るべき信頼があるかどうかで測られている
- 次回、相手と示し合わせる型へ

今日の道のりを、一本にまとめます。心裡留保は、5つの型の中で、原則が有効になる唯一の型でした。ただし、相手が気づいていた、あるいは気づけたはずのときは、無効に転じます。そして、無効になった後も、その事情を知らない第三者には対抗できません。原則も、ただし書も、第三者保護も、測っているものさしは一つです。守るべき信頼があるかどうか、それだけです。前回の、本人の救済と取引の安全の綱引きで言えば、原則と第三者保護は取引の安全の側、ただし書は本人の救済の側に立っています。身分行為に届かないのは、本人の意思そのものを絶対視するためでした。代理権の濫用とのつながりは、今は別の条文の話になります。

今日と同じ、原則・例外・第三者保護という骨組みが、また出てきます。